

第 5674 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月21日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業経営強化税制

Q：今年度の税制改正で、即時償却が認められる中小企業経営強化税制というものが創設されたそうですが、どういう内容のものですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで「特定経営力向上設備等」に該当するもののうち、一定規模以上のものを取得等して、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、即時償却と7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除との選択適用ができるというものです。

特定経営力向上設備とは、生産性向上設備、収益力強化設備のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいいます。

最低取得価額は、機械装置が1台又は1基の取得価額が160万円以上、工具、器具備品は1台又は1基の取得価額が30万円以上、建物附属設備が一の取得価額が60万円以上、ソフトウェアが一の取得価額が70万円以上となっています。

